

議案第177号

川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定期間の変更について

川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定期間（令和元年12月12日議決）を次のとおり変更する。

令和3年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和5年3月31日まで」に変更する。

参考資料

1 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について（令和元年11月25日提出・令和元年12月12日議決）

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市とどろき アリーナ  川崎市中原区 等々力1番3号	東京都品川区 東品川4丁目 10番1号	とどろきスポーツ文化パートナーズ  代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 落合 昭  構成員 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英  構成員 株式会社川崎フロンターレ 代表取締役社長 藁科 義弘  構成員 公益財団法人川崎市スポーツ協会 会長 中山 紳一  構成員 株式会社DeNA川崎ブレイブ サンダース 代表取締役社長 元沢 伸夫	令和2年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

2 変更の理由

現在、等々力緑地再編整備事業においては、川崎市とどろきアリーナを含む緑地内施設を一体として整備・管理運営する方向性をとりまとめ、令和3年度中に実施計画の改定を予定している。この計画に基づく事業実施のための手続き等は、令和4年度以降に行われる予定であり、市民サービスの安定的・継続的な提供や、効率的・効果的な施設の管理運営を行うため、現行の指定期間を1年延長するものである。